

〔論 説〕

日本領朝鮮における公訴時効制度の考察

高 橋 孝 治

- I はじめに
 - 1 問題の所在
 - 2 先行研究の検討
 - 3 議論の前提——日本領朝鮮の概要
- II 日本領朝鮮における公訴時効制度
 - 1 日本領朝鮮における法体系
 - 2 日本領朝鮮における公訴時効の根拠たる規定
 - 3 日本領朝鮮における公訴時効制度を概観して——中間的考察
- III 日本領朝鮮における公訴時効制度の運用
 - 1 明治刑訴法に対する高等法院判例
 - 2 大正刑訴法に対する高等法院判例
 - 3 日本領朝鮮における公訴時効に関する判例を概観して——中間的考察
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である。公訴時効制度はほとんどの国で採用されており、「現在、多くの国々で市民権を得た制度」と言われている¹⁾。日本においても公訴時効制度は、1873年(明治6年)6月13日に公布された改定律令(同年7月10日施行)第85条に「旧悪減免令」の名称で導入されて以来、一貫して治罪法や刑事訴訟法に規定されている。

ところで、日本はかつては多くの植民地を持っており、植民地には日本内地法を準用する場合や直接適用する場合もあったが、独自の法や運用が存在していた²⁾。本稿は、このような日本のかつての植民地のうち、「朝鮮」における公訴時効制度の条文および運用などを考察しようとするものである。植民地では一般的に宗主国統治に対して反発などが起こり、宗主国政府はそのような行為に対して弾圧などを行うことがある。そのような場合に、宗主国政府にとって邪魔となるのは公訴時効に関する規定である。宗主国政府から見ると、植民地統治の反発への弾圧は、植民地統治上重要であり、単なる時の経過で許容できる行為ではないからである。例えば、連合王国(いわゆる「イギリス」。以下「イギリス」という)の植民地であった香港では、イギリスで公訴時効制度が一般的制度として導入された後も公訴時効制度は導入されていない³⁾。日本領朝鮮においては、公訴時効制度はどのように存在し、そのように機能していたのであろうか。I 2.でも述べる通り、日本法制史の中では、日本の植民地法制に関してはほとんど手付かずの状態になっている。本稿は、このような日本法制史上の研究の穴を埋めるべく、また日本の植民地統治の実態を明らかにするべく、日本領朝鮮における公訴時効制度の運用も含めた実態を明らかにして考察を行うことを目的とする。

¹⁾ 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『関西大学法学論集』43巻5号(関西大学、1994年)73頁。

²⁾ 本来的には「植民地」とは、宗主国に従属するものの宗主国とは法域を異にする領域(宗主国とは異なる法制度が適用される領域)をいう。法令用語研究会編集執筆『有斐閣、法律用語辞典』(有斐閣、第3版、2006年)751頁の「植民地」の項目。

³⁾ 高橋孝治「香港における公訴時効類似の制度導入拒絶に関する一考察——保辜制度および一年一日原則に関して香港法律改革委員会『殺人罪行的一年零一日規則研究報告書』を読む——」『ふくい地域経済研究』26号(福井県立大学地域経済研究所、2018年)74頁。

2 先行研究の検討

日本領朝鮮（日本統治下の朝鮮については「日治期朝鮮」、「日帝時代」、「日本統治下朝鮮」などと呼ばれる場合もあるが、本稿では「日本領朝鮮」という用語で統一する）における公訴時効制度を正面から取り上げた研究はこれまでにない。日本領朝鮮に限らない話ではあるが、公訴時効制度のこれまでの歴史的研究では全て日本の植民地法については省略されている。例えば、日本における公訴時効制度の歴史経緯を研究対象とした先行研究には道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」（『関西大学法学論集』43巻5号（関西大学，1994年）72～155頁収録）や原田和往「公訴時効制度の歴史的考察」（『早稲田法学会誌』54巻（早稲田大学法学会，2004年）165～214頁収録）があるが、これらはいわゆる日本の内地法⁴⁾にのみ焦点を当て、植民地法には言及していない。

しかし、日本領朝鮮法に焦点を当てた研究は、その数は少ないながらもある程度の研究の蓄積がある。ところが、日本領朝鮮に焦点を当てた研究では逆に公訴時効制度を取り上げた先行研究が存在しない。日本領朝鮮法を広く正面から取り上げた研究としては、鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究——治安法下の皇民化教育』（北海道大学図書刊行，1989年）や金圭昇『南・北朝鮮の法制定史』（社会評論社，1990年）15～124頁、金圭昇『日本の朝鮮侵略と法制史』（社会評論社，1991年）、浅野豊美＝松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』（信山社，2004年）275～459頁がある。鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究——治安法下の皇民化教育』は、日本領朝鮮における教育法を研究したもので、金圭昇『日本の朝鮮侵略と法制史』9～172頁は日本の朝鮮植民地化過程が、同書173頁以下および金圭昇『南・北朝鮮の法制定史』15～124頁は植民地統治への抵抗運動への弾圧法について研究がなされ、浅野豊美＝松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』275～459頁は、後述する大韓帝国保護国時代の司法制度や、日本領朝鮮における軽犯罪法や治安維持法の適用、参政権要求運動などを素材に大韓帝国保護国時代や日本領朝鮮の法適用、法運用の研究がなされている。すなわち、これらはどれも植民地

⁴⁾ 本来的には、宗主国法と呼ぶべきかもしれないが、日本に関しては、大日本帝国憲法施行時に日本の領域であった空間を「内地」と、大日本帝国憲法施行後に日本の領域に組み込まれた台湾、朝鮮、関東州、樺太および南洋諸島を「外地」と呼んだ。新井勉＝燕山巖ほか『ブリックブック近代日本司法制度史』（信山社，2011年）252頁。法令用語研究会・前掲注2）119頁の「外地」の項目。

経営という意味では重要な点を研究しているのであるが、本稿が行いたい公訴時効制度とは直接の関係はない。

また、研究成果とは言えないが、日本領朝鮮法についてまとめた回顧録として外務省条約局法規課編『日本統治時代の朝鮮（「外地法制誌」第四部の二）』（外務省条約局法規課，1971年）がある。さらに、同じく日本の植民地法制全体の回顧録として外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要（「外地法制誌」第二部）』（外務省条約局第三課，1957年）がある。そして、日本領朝鮮の法制度に関する概説書としては金洪奎『韓国司法制度入門——司法制度概要と立法動向——』（信山社，2001年）10～12頁、新井勉＝蕪山巖ほか『ブリッジブック近代日本司法制度史』（信山社，2011年）258～265頁などがあり、韓国語文献としては、鄭肯植『韓国近代法史攷』（韓国・博英社，2002年）などがある。さらに、直接日本領朝鮮の法制度には触れないものの、関連がある研究として大韓帝国保護国時代の司法制度を研究した李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局，2005年）がある。

ここまで、日本領朝鮮法に関する代表的な研究成果を挙げてきたが、残念なことに公訴時効制度に言及した研究はやはり存在しないと言える。しかし、植民地における公訴時効制度の規定や運用に関しては、研究の意義がないということにはならない。I 1. で述べたように、宗主国が植民地を強権的に統治する場合には、単なる時間の経過のみで犯罪に問うことができなくなるという公訴時効制度は宗主国政府にとっては無用の産物なのである。本稿は、公訴時効制度を通して日本領朝鮮の統治について考察するものでもある。

3 議論の前提——日本領朝鮮の概要

まずは、日本領朝鮮の形成過程を見ていく。朝鮮という用語については、その由来は不明であるが、少なくとも紀元前200年頃に箕子（きし）という者が大同江付近に建てた「クニ」の名称であったとされている。その後、現在の朝鮮半島には、古代中国の漢王朝により楽浪郡という郡が設置され、楽浪郡の県の一つの名称に「朝鮮」が使われ、その後、高句麗王朝の時代には半島の全域を表す地理的名称として「朝鮮」が使われるようになったという⁵⁾。

⁵⁾ 『朝鮮及満洲之研究（第一輯）附膠州湾及山東事情（朝鮮及満洲臨時増刊）』（朝鮮雑誌社，1914年）255～256頁（筆者は復刻版である朝鮮雑誌社編『朝鮮及満洲之研究（第一輯）附膠州湾及山東事情（アジア学叢書327）』（大空社出版，2019年）255～256頁で確認）。

その後、高麗、李氏朝鮮、大韓帝国と朝鮮半島の歴史は流れていく。そして日本は1868年（明治元年）に明治維新により近代化を果たして帝国主義への道を進み、日清戦争（1894年（明治27年）～1895年（明治28年））、日露戦争（1904年（明治37年）～1905年（明治38年））に勝利した。そして、日清戦争終結により、1895年（明治28年）4月17日に日清講和条約（下関条約、馬関条約ともいう。以下「下関条約」という）が締結された。この下関条約第1条では「清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ将来全ク之ヲ廃止スヘシ」と規定され⁶⁾、朝鮮は独立国であることを清国に承認させた。下関条約が締結されるまでの大韓帝国（および過去に朝鮮に存在した王朝）では、清国（および古代中国）の影響力が非常に大きかったという⁷⁾。下関条約により独立国であることが確認された大韓帝国は、後の日露戦争中に、日本国政府と日韓議定書を締結することになる（1904年（明治37年）2月23日締結、同月27日公布）。日韓議定書第4条では、「第三國ノ侵害ニヨリ若クハ内乱ノタメ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ執ル可シ而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ十分便宜ヲ與フルコト」と規定した⁸⁾。すなわち、大韓帝国が第三国から侵略を受けたり、内乱が起こったりして領土の保全に危険がある場合には、日本国政府が速やかに臨機応変の措置をとることとなり、大韓帝国政府は日本国政府の行動を容易にするため十分に便宜を与えることとなった。これは、日露戦争のために日本国軍を大韓帝国に駐留権を置くためという側面があり、さらに日本国政府は大韓帝国に安全保障上の保護を与えることとなり、日本による朝鮮植民地化の第一歩と指摘されている⁹⁾。もともと、条約上は上記のような規定であったが、日本国政府は日韓協約の内容を大幅に拡張す

⁶⁾ 「調印書（附属地図あり）」（外務省外交史料館所蔵，請求記号：C5_1）4枚目。

⁷⁾ 森山茂徳『近代日韓関係史研究——朝鮮植民地化と国際関係』（東京大学出版会，1987年）8頁。

⁸⁾ 「四十六 日韓議定書写」（国立公文書館所蔵，請求記号：枢00009100）1枚目。日韓関係を記録する会編『資料・日韓関係Ⅰ——政治・経済・拷問の実態』（現代史出版会，1976年）11頁などに収録。

⁹⁾ 金圭昇『日本の朝鮮侵略と法制史』（社会評論社，1991年）119頁。森山・前掲注7)196～197頁。

る政策を採用し、軍隊の駐屯、外交権の掌握、財政の監督、交通機関および通信機関の掌握などを行った¹⁰⁾。

そして、同じ年である1904年（明治37年）8月22日には日本国政府と大韓帝国政府で日韓協約（いわゆる「第一次日韓協約」）が締結された（同年9月5日公布）。この第一次日韓協約には「韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓国政府ニ傭聘シ財務ニ關スル事項ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ」、「韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外國人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭聘シ外交ニ關スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ」、「韓国政府ハ外國トノ条約締結其他重要ナル外交案件即外國人ニ對スル特權讓與若クハ契約等ノ處理ニ關シテハ予メ日本政府ト協議スヘシ」との規定がなされていた¹¹⁾。こうして、日本国政府は大韓帝国に財政・外交顧問の雇用と外交交渉における日本国政府への事前協議を大韓帝国政府に義務づけた¹²⁾。

さらに日露戦争の終結により、1905年（明治38年）9月4日に日露講和条約（以下「ポーツマス条約」という）が締結されることになるが、同条約第2条は以下のように規定していた。「(第1項) 露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政治上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干涉セサルコトヲ約ス (第2項) 韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ (第3項) 両締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ為露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス」¹³⁾。このポーツマス条約第2条により、日本国政府が大韓帝国政府に政治上、軍事上および経済上の利益を持つことと、必要に応じて指導・保護することを帝政ロシア政府に認めさせたのである。その他にも、日本国政府は、1905年（明治38年）7月27日にアメリカ合衆国政府と締結した桂・タフト協定（THE TAFT-KATSURA AGREEMENT）第三で¹⁴⁾、同年8

¹⁰⁾ 鄭肯植『韓国近代法史攷』（韓国・博英社、2002年）26頁。森山・前掲注7）19頁。

¹¹⁾ 「日露事件要報 二／1904年」（外務省外交史料館所蔵、請求記号：官扱_6）9枚目。日韓関係を記録する会・前掲注8）11～12頁などに収録。

¹²⁾ 森山・前掲注7）196頁。

¹³⁾ 「日露講和条約」（国立公文書館所蔵、請求記号：類00987100）4枚目。

¹⁴⁾ 外務省編纂『日本外交文書（第38巻第1冊）』（日本國際連合協會、1958年）450～452頁。

月 12 日に連合王国（いわゆる「イギリス」）政府と締結した第二回日英同盟協約第 3 条で大韓帝国への宗主権や指導、監理および保護の権利を持つことについて承認を得た¹⁵⁾。

これら複数の外国からの承認を得るという準備作業の後に、日本国政府は大韓帝国政府と 1905 年（明治 38 年）11 月 17 日に新たな日韓協約（いわゆる「第二次日韓協約」。「日韓保護条約」, 「乙巳保護条約」ともいう。以下「第二次日韓保護条約」で統一する）を締結した。第二次日韓協約第 2 条は「日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナサハルコトヲ約ス」と、続く第 3 条は「日本國政府ハ其ノ代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レヂデント、ゼネラル）ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲メ京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其ノ他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レヂデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ竝本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ」と規定し¹⁶⁾、大韓帝国の外交権を完全に掌握し、さらには統監府を置くことが可能となった¹⁷⁾。これによって大韓帝国は完全に日本の保護国となったという指摘があるが¹⁸⁾、これだけにとどまらず、1907 年（明治 40 年）7 月 24 日にはさらなる日韓協約（いわゆる「第三次日韓協約」）が締結された。第三次日韓協約第 2 条は「韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ豫メ統監ノ承認ヲ經ルコト」、第 5 条は「韓國政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スルコト」、第 6 条は「韓國政府ハ統監ノ同意ナクシテ外國人ヲ傭聘セサルコト」と規定し¹⁹⁾、大韓帝国政府の自由な立法権などを剥奪した。そのため、第三次日

¹⁵⁾ 「五十ノ二 日英協約（第二次）ニ関シ内閣ヨリ報告ノ件附勅語、協約文」（国立公文書館所蔵請求記号：枢 00009100）11 枚目。

¹⁶⁾ 「日韓協約」（防衛省防衛研究所所蔵、請求記号：陸軍省-朝鮮事件-M37-1-194）1 枚目。日韓関係を記録する会・前掲注 8)12~13 頁などに収録。

¹⁷⁾ 北岡伸一『日本政治史——外交と権力』（有斐閣、増補版、2017 年）120 頁。鄭肯植・前掲注 10)29 頁。

¹⁸⁾ 森山・前掲注 7) 197 頁。金・前掲注 9) 124 頁。

¹⁹⁾ 「日韓協約」（国立公文書館所蔵、請求記号：類 01032100）5~6 枚目。日韓関係を記録する会・前掲注 8) 13 頁などに収録。

韓協約によって実質的な日韓併合が達成されたとする見方もある²⁰⁾。さらに日本国政府は1909年(明治42年)7月12日に大韓帝国政府と「韓国司法及監獄事務委託ニ關スル覚書」を締結し、大韓帝国の司法事務および監獄の運営に関する権限も剥奪した。

そして、1910年(明治43年)8月22日に日本国政府と大韓帝国政府の間で「韓国併合ニ關スル條約」が締結された(条約第4号。同月29日公布)。同条約第1条は「韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス」と、第2条は「日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス」と規定していた²¹⁾。これにより、同月29日に大韓帝国は日本に併合され消滅し、日本国政府は、同日「韓國ノ國号ヲ改メ朝鮮ト稱スル件」を公布し(勅令第318号。同日施行)、「日本領朝鮮」が誕生した。

後の1945年(昭和20年)8月15日に日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日に連合国に対する降伏文書に調印をし、これを受けて同月9日にII 1. で述べる朝鮮総督府が解体され「日本領朝鮮」は消滅した。

II 日本領朝鮮における公訴時効制度

1 日本領朝鮮における法体系

日本領朝鮮における法とはいかなるものであったのか。まずは、日本領朝鮮における法体系を確認しておく。I 3. で述べたように、日本領朝鮮は、1910年(明治43年)8月29日から始まるのであるが、同日、緊急勅令の形式で「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」が公布された(勅令第324号。同日施行)。この「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」の条文は以下の通りであった²²⁾。

²⁰⁾ 森山・前掲注7) 214頁。

²¹⁾ 「御署名原本・明治四十三年・条約第四号・韓国併合ニ關スル條約」(国立公文書館所蔵、請求記号：御08671100) 3枚目。

²²⁾ 「御署名原本・明治四十三年・勅令第三百二十四号・朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」(国立公文書館所蔵、請求記号：御08516100) 1~3枚目。

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件

第 1 条 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第 2 条 前條ノ命令ハ内閣総理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第 3 条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮総督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第 4 条 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 5 条 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第 6 条 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

これによって、日本領朝鮮においては、日本の内地法は直接適用されず、朝鮮総督が發布する勅令が「法」として機能することが明確にされた。なお、この朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件は、1906年（明治39年）4月11日に公布された「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」とその内容はほとんど同一であったとされ（明治39年法律第31号。同日施行）²³⁾、日本にとって初めての植民地である台湾が植民地法制のモデルとなっていたと言える²⁴⁾。

しかし、「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」により、日本領朝鮮における独自の法が定められることになっても、すぐに法を制定することはできるはずもなかった。そのため、「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」に基づく制令第1号である「朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ關スル件」にて併合直前の法も暫定的に継続して施行されることとなった（1910年（明治43年）8月29日公布・施行）²⁵⁾。

²³⁾ 外務省条約局法規課編『日本統治時代の朝鮮（「外地法制誌」第四部の二）』（外務省条約局法規課，1971年53頁）。

²⁴⁾ 外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要（「外地法制誌」第二部）』（外務省条約局第三課，1957年38頁）。

²⁵⁾ 外務省条約局法規課・前掲注23）62頁。

それでは、韓国併合前の刑事法はいかなるものであったのか。朝鮮半島における法制度への日本の影響は、併合後のみならず、保護国時代においても大きなものであった。特に第三次日韓協約第 2 条により、日本国政府は大韓帝国に対し立法に関し影響を及ぼせるようになっていた。当時、大韓帝国では李氏朝鮮時代の 1905 年（光武 9 年）5 月 29 日に公布・施行されていた「刑法大全」（法律第 2 號）が引き続き施行されていた。また、手続法に関しては第三次日韓協約により、日本の手続法に強い影響を受けた民刑訴訟規則が 1908 年（隆熙 2 年）7 月 17 日に公布されていた（法律第 13 號。統監府告示第 116 號。同年 8 月 1 日施行）。そして、「韓国司法及監獄事務委託ニ關スル覚書」により 1909 年（明治 42 年）11 月 1 日からは日本国政府が大韓帝国の司法事務を取り仕切っており²⁶⁾、統監府裁判所令が 1909 年（明治 42 年）10 月 18 日に公布されるなど（明治 42 年勅令第 236 號。同年 11 月 1 日施行）、大韓帝国では既に日本の法令が一部施行されていた。これを受けて、「朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ關スル件」は、「朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ効力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尚其ノ効力ヲ有スル」と規定していた²⁷⁾。こうして、日本領朝鮮でも引き続き刑法大全および民刑訴訟規則が施行されることとなった。

ところで、「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」はあくまで緊急勅令であって法律ではなかった。そのため、日本領朝鮮の法のあり方を規定する重要な規定を法律によって定めないのは、違憲ではないのかとの疑問が呈されていた²⁸⁾。このため、1911 年（明治 44 年）3 月 25 日に「朝鮮ニ施行スヘキ法律ニ關スル法律」（明治 44 年法律第 30 号。同日施行。通称「法 30 号」、以下「法 30 号」という）が公布され、同日「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」は廃止された²⁹⁾。なお、「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」と法 30 号の条文は全く同じであった。

後の 1912 年（明治 45 年）3 月 18 日に朝鮮總督府から「朝鮮刑事令」が公布された（制令第 11 号。同年 4 月 1 日施行）。朝鮮刑事令第 1 条は以下のように規定して

²⁶⁾ 朝鮮總督府法務局法務課編『朝鮮の司法制度』（日本領朝鮮・朝鮮總督府法務局、1936 年）11 頁（国立国会図書館所蔵、請求記号：Y994-J1450）。

²⁷⁾ 『官報（號外・明治 43 年 8 月 29 日）』（印刷局、1910 年）15 頁などに収録。

²⁸⁾ 『官報——號外（第 27 回帝國議會參議院議事速記録第 4 號）』（印刷局、1911 年）42 頁（明治 44 年 1 月 24 日第 27 回帝國議會衆議院本會議での花井卓藏・衆議院議員の発言）。

²⁹⁾ 浅野豊美＝松田利彦編集『植民地帝国日本の法的展開』（信山社、2004 年）64 頁。外務省条約局法規課・前掲注 23）58 頁。

いた。「刑事ニ關スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律ニ依ル 一 刑法 二 刑法施行法……十 刑事訴訟法」³⁰⁾。これにより、日本内地の刑法および刑事訴訟法が 1912 年（明治 45 年）4 月 1 日より日本領朝鮮にも適用されることになった。ただし、朝鮮刑事令第 41 条第 2 項は「刑法大全第 473 條，第 477 條，第 478 條，第 498 條第 1 號，第 516 條，第 536 條及第 593 條ノ罪竝其ノ未遂犯ニ關スル規定ハ當分ノ内本令施行前ト同一ノ効力ヲ有ス但シ減等ニ付テハ刑法第 68 條ノ例ニ依ル」と、同条第 3 項は「刑法大全第 2 條ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ付仍其ノ効力ヲ有ス」と規定しており、朝鮮人に対する殺人罪や強盗罪などは引き続き刑法大全が適用されることになった（なお、この刑法大全の適用は、1917 年（大正 6 年）12 月 8 日の朝鮮刑事令改正により取り消された（大正 6 年制令第 3 號。同月 10 日施行）³¹⁾。なお、朝鮮刑事令第 45 条は「本令施行前ニ罪ヲ犯シ未タ確定判決ヲ經サル者ニ付テハ本令ニ依リ之ヲ處斷ス」と、第 46 条は「本令施行前既ニ爲シタル上告ハ従前ノ手續ニ依リ之ヲ完結ス」と規定し、経過措置は上告をした場合のみとなった。

なお、日本領朝鮮における司法機関であるが、こちらもまた朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ關スル件により統監府裁判所令による司法機関の運営が続いていた³²⁾。そして、1910 年（明治 43 年）10 月 1 日に統監府裁判所令が朝鮮総督府裁判所令に改正され（明治 43 年制令第 5 號。同日施行）、日本領朝鮮の司法機関に関する定めが置かれるようになった。朝鮮総督府裁判所令によれば、日本領朝鮮における裁判所は、地方法院、覆審法院および高等法院であり（朝鮮総督府裁判所令第 2 条第 1 項）、高等法院が終審裁判所であった（朝鮮総督府裁判所令第 3 条第 2 項。このため、高等法院は大審院（大日本帝国憲法下の最高裁判所）の特別権限に基づく職務も行うものとされた（朝鮮総督府裁判所令第 3 条第 3 項）³³⁾。また、高等法院は終審裁判所として、その判決は判例として事実上当然に下級裁判所を拘束するものと考えられていた³⁴⁾。

³⁰⁾ 「朝鮮刑事令ヲ定ム」（国立公文書館所蔵，請求記号：類 01150100）5～6 枚目。『官報（第 8618 號）明治 45 年 3 月 27 日』（印刷局，1912 年）7 頁。朝鮮總督府編纂『朝鮮法令輯覽』（巖松堂書店，1915 年）247 頁などに収録。

³¹⁾ 外務省条約局法規課・前掲注 23）146 頁。

³²⁾ 外務省条約局法規課・前掲注 23）133 頁。

³³⁾ 外務省条約局法規課編『制令（「外地法制誌」第四部の一）前編』（外務省条約局法規課，1960 年）42 頁。朝鮮總督府法務局法務課・前掲注 26）29 頁。

³⁴⁾ 朝鮮總督府法務局法務課・前掲注 26）29 頁。

2 日本領朝鮮における公訴時効の根拠たる規定

II 1. では日本領朝鮮における法体系そのものを見てきた。法体系そのものを概説したところで具体的な日本領朝鮮における公訴時効制度に関する規定を見ていく。II 1. で見たように、日本領朝鮮における公訴時効制度は、1912年（明治45年）年3月31日まで施行されていた民刑訴訟規則と同年4月1日以降施行された日本内地の刑事訴訟法からなる。なお、当時の日本内地の刑事訴訟法は、1890年（明治23年）10月6日公布された刑事訴訟法（明治23年法律第96号。同年11月1日施行。以下「明治刑訴法」という）であり、後の1922年（大正11年）5月4日に明治刑訴法は全面改正された（1924年（大正13年）1月1日施行。大正11年法律第75号。以下「大正刑訴法」という。後の1948年（昭和23年）7月10日に新しい刑事訴訟法が公布され（昭和23年法律第131号）、1949年（昭和24年）1月1日の施行に合わせて大正刑訴法は失効）。なお、公訴時効の規定に関しては、明治刑訴法は1908年（明治41年）3月27日に一部改正をしている（刑法施行法（明治41年法律第29号）第38条による。1908年（明治41年）10月1日改正法施行）。

なお、明治刑訴法から大正刑訴法への全面改正に対応させるために、朝鮮刑事令も1922年（大正11年）12月7日に改正された（大正11年制令第14号。1924年（大正13年）1月1日施行）。これは、朝鮮の社会状態が内地とは異なっているため、これまで認めてきた内地の刑事法の適用の特例を大正刑訴法の適用上も認めるための改正であった³⁵⁾。また、この他の主な朝鮮刑事令の改正は、1930年（昭和5年）9月8日（昭和5年制令第8号。同月10日施行）、1933年（昭和8年）1月17日（昭和8年制令第4号。同年2月1日施行）、1935年（昭和10年）5月28日（昭和10年制令第8号。同年6月2日施行）になされた³⁶⁾。

そして、日本領朝鮮における公訴時効制度の具体的な条文は以下の通りである。

民刑訴訟規則

第148条³⁷⁾ 公訴ノ提起權ハ犯罪ノ終リタル日ヨリ左ノ期間ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リ消滅ス

³⁵⁾ 朝鮮総督府法務局法務課・前掲注26) 82頁。

³⁶⁾ 朝鮮総督府法務局法務課・前掲注26) 82頁。

³⁷⁾ 出版社編集部編纂『刑法全書』（出版社、1908年）統監府告示46頁（国立国会図書館所蔵、請求記号：CZ-711-045）などに収録。

- 一 拘留又ハ笞刑ニ該ル罪ハ 一箇年
- 二 罰金，禁獄又ハ五年以上ノ流刑若ハ役刑ニ該ル罪ハ 三箇年
- 三 十五年以下ノ流刑又ハ役刑ニ該ル罪ハ 五箇年
- 四 終身ノ流刑又ハ役刑ニ該ル罪ハ 七箇年
- 五 死刑ニ該ル罪ハ 十箇年

明治刑訴法

第6条 公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

- 第一 被告人ノ死去
- 第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄
- 第三 確定裁判
- 第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
- 第五 大赦
- 第六 時効

第8条 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

- 第一 違警罪ハ六月
- 第二 輕罪ハ三年
- 第三 重罪ハ十年

第10条 公訴，私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第11条 時効ハ起訴，豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯，從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

2 時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴，豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期限ヲ起算ス

第12条 起訴，豫審又ハ公判ノ手續其規則ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スル時ハ時効ノ期限ノ經過ヲ中斷スル効ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スル時ハ此限ニ在ラス

1908年（明治41年）3月27日改正（1908年（明治41年）10月1日施行）以降の明治刑訴法第8条

公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 五 刑法第 185 条ノ罪ニ付テハ一年
- 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

大正刑訴法

第 281 条 時効ハ左ノ期間ヲ経過スルニ因リテ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年
- 五 長期五年未滿ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 六 刑法第 185 条ノ罪ニ付テハ六月
- 七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第 282 条 二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ニ付テハ其ノ重キ刑ニ從ヒ前条ノ規定ヲ適用ス

第 283 条 刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ輕減スヘキ場合ニ於テハ加重又ハ輕減セサル刑ニ從ヒ第 281 条ノ規定ヲ適用ス

第 284 条 時効ハ犯罪行為ノ終リタル時ヨリ進行ス

2 共犯ノ場合ニ於テハ最後ノ行為ノ終リタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時効ノ期間ヲ起算ス

第 285 条 時効ハ公訴ノ提起，公判若ハ予審ノ処分又ハ第 255 条ノ規定ニ依リ為シタル判事ノ処分ニ因リ中断ス但シ其ノ手續規定ニ違反シタル為無効ナルトキハ此ノ限りニ在ラス

2 共犯ノ一人ニ對シテ為シタル手續ニ因ル時効ノ中断ハ他ノ共犯ニ對シ其ノ効力ヲ有ス

第 286 条 時効ハ中断ノ事由終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第 287 条 時効ハ第 305 条第 1 項 2 号ノ規定ニ依リ予審手續ヲ中止シ又ハ第 352 条ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期內ハ進行セス

第 314 条 左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ
一 確定判決ヲ經タルトキ
二 犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ
三 大赦アリタルトキ
四 時効完成シタルトキ
五 法令に於テ刑ヲ免除スルトキ

なお、大正刑訴法第 255 条は「検事捜査ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ公訴ノ提起前ト雖押収，搜索，檢證及被疑者ノ勾留，被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬地方裁判所ノ豫審判事又ハ所屬區裁判所ノ判事に請求スルコトヲ得」と、第 305 条第 1 項本文は「豫審判事ハ左ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得」と規定し、同項第 2 号は「被告人心神喪失ノ状態ニ在ルトキ」と規定していた。そして、同法 第 352 条は「被告人心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ檢事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ其ノ状態ノ繼續ヲ停止スヘシ」と規定していた。

3 日本領朝鮮における公訴時効制度を概観して——中間的考察

日本領朝鮮における公訴時効制度を総括すると、1912 年（明治 45 年）年 3 月 31 日までは李氏朝鮮時代に制定された民刑訴訟規則第 148 条によって規定され、同年 4 月 1 日以降は日本が制定した明治刑訴法や大正刑訴法によって規定されるという非常にいびつな構造をとっていたと言える。しかし、日本領朝鮮における公訴時効制度は全体として見て、日本領朝鮮時代の途中で大きな変化があったとは言えないように思われる。すなわち、民刑訴訟規則第 148 条に規定されている公訴時効制度は、最も時効期間が長いもので 10 年と、1908 年（明治 41 年）改正前の明治刑訴法と類似しているのである。もちろん、明治刑訴法のように、継続犯に対する公訴時効制度の適用方法に関する規定、中断に関する規定などが民刑訴訟規則には規定されておらず、この点で言えば民刑訴訟規則における公訴時効制度は簡素である。この点においては民刑訴訟規則と明治刑訴法の公訴時効制度については差異があり、完全に同等とは言えない。

しかし、やはり公訴時効制度に着眼しても、民刑訴訟規則は、日本からの強い影響を受けて制定されたと言うことはできるであろう。

Ⅲ 日本領朝鮮における公訴時効制度の運用

本章では日本領朝鮮における公訴時効に対する高等法院判例を見ていきたい。日本領朝鮮においては、高等法院でも民刑訴訟規則の適用に関する判例が出されていた時期がある³⁸⁾。しかし、民刑訴訟規則上の公訴時効制度については、大韓帝国大審院時代も含めて公訴時効に関する判例は見受けられない³⁹⁾。そこで本章では、日本領朝鮮における明治刑訴法および大正刑訴法の判例について見て、Ⅲ 3. では裁判外の公訴時効制度の運用についても若干触れる。

1 明治刑訴法に対する高等法院判例

日本領朝鮮の高等法院で、明治刑訴法上の公訴時効制度について判断した判例は3件ある。①銃砲火薬類取締令施行規則第57条および第59条違反の公訴時効、②他の行為について予審を請求すべき事件についての公訴時効、③連続犯についての公訴時効である。以下、これらを順に見ていく。

①銃砲火薬類取締令施行規則第57条および第59条違反の公訴時効とは、以下の判例をいう。銃砲火薬類取締令施行規則（1912年（大正元年）10月14日朝鮮総督公布，朝鮮総督府令第25號，同年12月1日施行）第57条は以下のように規定していた。「本令施行前讓受ノ許可ヲ受ケス現ニ銃砲，火薬類ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ其ノ種類，數量及所在ヲ具シ其ノ所持ニ付所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ」。そして，同法第59条は「第五十六條第二項但書又ハ第五十七條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」と規

³⁸⁾ 例えば，高等法院の明治43年刑上第159號（明治44年1月19日判決），明治44年刑上第26號（明治44年4月14日判決）などは，民刑訴訟規則の適用を前提として判断を行っている（朝鮮高等法院編纂『朝鮮高等法院判例要旨類集』（帝國地方行政學會朝鮮本部，1930年）291～292頁（国立国会図書館所蔵，請求記号：320.98-Ty992k）。高等法院書記課編纂『高等法院民事刑事判決録（第1卷）』（日本領朝鮮・高等法院書記課，1913年）刑事46～刑事47頁，刑事81～刑事91頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第1卷）』雄松堂書店，2013年で確認））。

³⁹⁾ 朝鮮高等法院・前掲注38) 291～230頁。大韓帝国では第三次日韓協約に基づき，日本の強い指導の下，裁判所構成法を1907年（隆熙元年）12月23日に公布・施行し，同日，大韓帝国に最高裁判所たる大審院が設置された（外務省条約局法規課・前掲注23) 121頁。朝鮮総督府法務局法務課・前掲注26) 7～8頁）。

定していた。すなわち、銃砲火薬類の所持を禁止する規定が施行される際に、銃砲火薬類を既に所持している者に対する経過措置として、施行日から一か月以内に所轄警察署長の許可を得ることを求めたのである。この経過措置に対する公訴時効として、高等法院は、同罪は同令施行後警察官の許可を得ずして一か月を経過したときに成立する犯罪であって、公訴時効も一か月の期間満了をもって起算すると判断している（大正6年刑上第165号。1918年（大正7年）1月17日判決）⁴⁰⁾。

②他の行為について予審を請求すべき事件についての公訴時効とは、拘留または科料に当たる犯罪であっても、他の行為について予審を請求すべき事件の犯罪と実質的に一罪をなす場合には、その予審を請求すべき事件について予審の請求があった以上は、その拘留または科料に当たる犯罪についても当然に起訴されたのと同等の効果が発生し、時効中断の効果も発生するという高等法院判例をいう（大正7年刑上第10号。1918年（大正7年）1月31日判決）⁴¹⁾。予審とは、公訴提起後、当該事件を公判に付すか否かを決定し、併せて公判で取り調べにくい証拠を収集し、保全する手続きで、明治刑訴法第67条～第175条、大正刑訴法第295条～319条に規定されていた。

③連続犯についての公訴時効とは、連続犯は数個の行為により成立するが法律上一罪となすことをもって成立するため、犯罪の一部を分離して考えることは許されず、連続犯の最後の行為の終了時を標準として公訴時効の起算点を定めるという判例をいう（大正12年刑上第101号。1923年（大正12年）7月16日判決）⁴²⁾。連続犯とは、例えば拳銃を5発発射して5発目で相手を殺害した場合、4回の殺人未遂と殺人既遂ではなく殺人既遂一罪が成立するが、このように同一構成要件に該当する行為を繰り返した場合をいう⁴³⁾。1947年（昭和22年）10月26日改正（同年11月15日施行）前の刑法では、第55条に「連続シタル數個ノ行爲ニシ

⁴⁰⁾ 財団法人司法協會『朝鮮高等法院判例要旨類集』（日本領朝鮮・司法協會，1943年）954頁（国立国会図書館所蔵，請求記号：CZ-2115-3）。高等法院書記課編纂『朝鮮高等法院刑事判決録（第5巻）』（[出版社不明]，[出版年不明]）1～7頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第5巻・下）』雄松堂書店，2013年で確認）などに収録。

⁴¹⁾ 財団法人司法協會・前掲注40）955頁。高等法院書記課・前掲注40）12ノ1～12ノ13頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第5巻・下）』・前掲注40）で確認）などに収録。

⁴²⁾ 財団法人司法協會・前掲注40）954頁。高等法院書記課編纂『朝鮮高等法院刑事判決録（第10巻）』（[出版社不明]，[出版年不明]）89～91頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第10巻）』雄松堂書店，2013年で確認）。

⁴³⁾ 前田雅英『刑法総論講義』（東京大学出版会，第5版，2011年）559頁。

テ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處断ス」と規定し、連続犯を明文で規定していた。連続犯については、判例は約5か月で5回殺そうとして失敗し、6回目で殺害した事例を一個の殺人罪として処断した事例があり（大判昭13年12月23日17巻980頁）、時間的接近は必要としていない⁴⁴⁾。そのため、この事例のように個々の行為ごとに公訴時効制度を適用するのか、全体で連続犯という一つの犯罪として公訴時効制度を適用するのかが問題となるのである。

2 大正刑訴法に対する高等法院判例

ここでは日本領朝鮮における高等法院で大正刑訴法上の公訴時効制度に対して判断がなされた3件の判例を見ていく。日本領朝鮮で大正刑訴法上の公訴時効制度に対してなされた3件の判例は、それぞれ①連続犯についての公訴時効、②牽連犯についての公訴時効、③観念的競合についての公訴時効であった。

①連続犯についての時効は、Ⅲ1. で見た通り、明治刑訴法下でも判断がなされていたはずであるが、大正刑訴法下でも改めて高等法院判例が出た。それによれば、その行為を分離して考察すれば公訴時効が完成したと判断すべき事件であっても、最後の行為の終了時を標準として全部の行為についてその期間を起算するとの判断がなされている（昭和3年刑上部第60号。1928年（昭和3年）6月7日判決）⁴⁵⁾。この判断理由は、Ⅲ1. で見た1923年（大正12年）時の判断から少し変化が見られる。1923年（大正12年）の判断は「犯罪の一部を分離して考えることは許されず、連続犯の最後の行為の終了時を標準として公訴時効の起算点を定める」というものであったが、この1928年（昭和3年）の判例は「その行為を分離して考察すれば公訴時効が完成したと判断すべき事件であっても、最後の行為の終了時を標準として全部の行為についてその期間を起算する」との判断であり、本来であれば公訴時効は完成しているのだが、条文解釈によって何とか公訴時効が完成していないと判断しようとしているように読める。

②牽連犯についての公訴時効は、その手段または原因たる行為につき時効完成前にその目的または結果たる行為がなされた場合に限り、最も重い刑に該当する行為を標準として全行為の時効期間を決するものとするとの判例である（昭

⁴⁴⁾ 前田・前掲注43) 559頁。

⁴⁵⁾ 司法協会『高等法院判決録（第17巻）』（司法協会、1931年）120～124頁（国立国会図書館所蔵、請求記号：CZ-2114-G2）などに収録。

和5年刑上第118號。1930年（昭和5年）9月29日判決）⁴⁶⁾。牽連犯とは、犯罪の目的もしくは結果である行為が他の罪名に触れる場合をいい、その最も重い刑により処罰されることとされている⁴⁷⁾。

③観念的競合についての公訴時効は、原文では「想像上の数罪についての公訴時効」と呼ばれ、科刑上一罪として取り扱われるものについては、想像上の数罪について公訴時効の成否はその最も重く処罰すべき罪に従って判断し、想像上の数罪を構成する各犯罪行為に対する刑により各別にその成否を判断するものではないとの判例をいう（昭和10年刑上第53號。1935年（昭和10年）6月10日判決）⁴⁸⁾。観念的競合は、想像上の数罪と呼ばれることもあり、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合をいい、その最も重い刑により処断されるとされている⁴⁹⁾。

3 日本領朝鮮における公訴時効に関する判例を概観して——中間的考察

日本領朝鮮において公訴時効について判断した裁判を概観した結果、その判断は日本内地とほとんど変わらないことが分かる。日本内地における公訴時効も連続犯はその犯罪を構成する各行為中最後の行為の終了時から全体の公訴時効が進行するとされており（昭和6年（れ）第600號。大審院昭和6年6月12日刑集10巻268頁；昭和8年（れ）第328號。大審院昭和8年5月26日判決刑集12巻上696頁）、牽連犯についても最も重い刑を標準として全体の公訴時効を起算するとしている（大正12年（れ）第1106號。大審院大正12年12月5日判決刑集2巻922頁；昭和7年（れ）第1410號。大審院昭和7年11月28日判決刑集11巻下1736頁）。なお、観念的競合（想像上の数罪）の公訴時効については、日本国憲法下の最高裁判所では最後の危害の発生時に公訴時効を起算すると判断した事例があるものの⁵⁰⁾、大審院では判断例がない。近い事例としては、牽連犯と想像上の数罪について同時に判断したも

⁴⁶⁾ 財團法人司法協會・前掲注40) 939頁。高等法院書記課編纂『朝鮮高等法院判決録（第17巻）』（日本領朝鮮・司法協會、1931年）354～356頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第17巻）』雄松堂書店、2013年で確認）などに収録。

⁴⁷⁾ 山口厚『刑法』（有斐閣、第2版、2011年）186～187頁。

⁴⁸⁾ 財團法人司法協會・前掲注40) 939頁。高等法院書記課編纂『朝鮮高等法院刑事判決録（第22巻）』（日本領朝鮮・司法協會、1936年）653～661頁（筆者は復刻版である『復刻版 朝鮮高等法院判決録（第22巻）』雄松堂書店、2013年で確認）などに収録。

⁴⁹⁾ 山口・前掲注47) 187頁。

⁵⁰⁾ 最決昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁。金谷利廣＝永井敏雄「判批」ジュリ911号（1988年）70頁以下。

のがあるが（大正12年（れ）第1106號。大審院大正12年12月5日判決刑集2巻922頁），これは公訴時効の起算点については牽連犯のものしか判断していない。

ここから明らかな通り，日本領朝鮮における裁判結果は日本内地から先行していた部分がある。例えば，連続犯の公訴時効の起算的についての判断がなされたのは，日本内地においては1931年（昭和6年）6月12日であるが，日本領朝鮮においては1923年（大正12年）7月16日であった。大正刑訴法施行下で考えても，日本領朝鮮における判断は1928年（昭和3年）6月7日である。もちろん，牽連犯における日本領朝鮮での判断は1930年（昭和5年）9月29日で，日本内地での判断は1923年（大正12年）12月5日であり，全ての公訴時効に関する判断が日本領朝鮮の方が先行していたわけではない。また，観念的競合においては，日本領朝鮮では大正刑訴法において「最も重く処罰すべき罪に従って判断」と判断したものの，日本内地では日本国憲法下で施行された新しい刑事訴訟法（1948年（昭和23年）7月10日公布，昭和23年法律第131號，1949年1月1日施行）の下で「最後の危害の発生時に公訴時効を起算する」との判断がなされている。この点の比較からすると，植民地である日本領朝鮮の方が公訴時効は完成しやすく，植民地であるがゆえに公訴時効を死文化させるという運用は見られないように見える。

しかし，これだけで判断することには問題もある。結局のところ，日本領朝鮮において，日本内地人と朝鮮人に対して法が平等に適用されていたのかが，Ⅲ1. およびⅢ2. で述べた判断からは分からないからである。Ⅲ1. およびⅢ2. で見た判例は結局どれも「公訴時効は完成していない」と述べているのみであって，日本内地人が被告人の場合は公訴時効は完成しやすく，朝鮮人が被告人の場合は公訴時効は完成しにくいのではないかという疑念はまだ払拭できないのである⁵¹⁾。さらに，公訴時効が完成した案件は本来的には不起訴にされるべきで，訴訟にはなっていないはずであり，判例のみを見ても公訴時効の運用については見えてこない部分がある。また，記録が現存するという意味で，本稿では高等法院による判例しか検証しておらず，日本領朝鮮の下級審（地方法院および覆審法院）ではまた異なる傾向があった可能性もある。

⁵¹⁾ もっとも，判例文上から被告人などの名前が分かる限りで見ると，Ⅲ1. およびⅢ2. で見た判例の被告人は日本内地人および朝鮮人双方がおり，ここに差別的取扱は見られないと言える。

そこで、人口比から日本領朝鮮における公訴時効の運用を考察してみたい。1940年（昭和15年）までの各年末の日本領朝鮮における日本内地人および朝鮮人の人口と日本領朝鮮において各年に刑事訴訟の第一審へ起訴された者の人数、それらの比率が（表1）の通りである（百分率部分は小数点6位以下切り捨て）。

（表1）日本領朝鮮における人口および刑事訴訟第一審へ起訴された人数およびその比率⁵²⁾

	内地人の人口 (①)	朝鮮人の人口 (②)	内地人のうち起訴された刑法犯および特別法犯の数 (③)	朝鮮人のうち起訴された刑法犯および特別法犯の数 (④)	内地人の人口に対する刑事起訴された割合 (③ ÷ ①)	朝鮮人の人口に対する刑事起訴された割合 (④ ÷ ②)
1910年 (明治43年)	171,543	13,128,780	1,039	5,741	0.60567%	0.04372%
1911年 (明治44年)	210,689	13,832,376	1,253	7,954	0.59471%	0.05750%
1912年 (大正元年)	243,729	14,566,783	1,386	10,697	0.56866%	0.07343%
1913年 (大正2年)	271,591	15,169,923	1,495	13,706	0.55046%	0.09034%
1914年 (大正3年)	291,217	15,620,720	1,440	14,624	0.49447%	0.09361%
1915年 (大正4年)	303,659	15,957,630	1,470	16,645	0.48409%	0.10430%
1916年 (大正5年)	320,938	16,309,179	1,523	20,095	0.47454%	0.12321%

⁵²⁾ 以下の文献を参考に筆者作成。朝鮮総督府編纂『朝鮮総督府統計要覧（大正元年）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1912年）28頁（国立国会図書館所蔵，請求記号：14.4-322イ）。朝鮮総督府編纂『朝鮮総督府統計要覧（大正2年）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1913年）14頁（国立国会図書館所蔵，請求記号：14.4-322イ）。朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報（大正4年度）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1917年）22頁（国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ352-0009）。朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報（大正7年度）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1920年）36頁（国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ352-0009）。朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報（大正12年度）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1925年）26頁，（国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ317-0384）。朝鮮総督府編纂『朝鮮総督府統計要覧（昭和2年）』（日本領朝鮮・朝鮮総督府，1929年）8～9頁，

1917年 (大正6年)	332,456	16,617,431	1,469	25,095	0.44186%	0.15101%
1918年 (大正7年)	336,872	16,697,017	1,407	25,735	0.41766%	0.15412%
1919年 (大正8年)	346,619	16,783,510	1,263	21,538	0.36437%	0.12832%
1920年 (大正9年)	347,850	16,916,078	1,364	18,426	0.39212%	0.10892%
1921年 (大正10年)	367,618	17,059,358	1,265	19,002	0.34410%	0.11138%
1922年 (大正11年)	386,493	17,208,139	996	19,196	0.25770%	0.11155%
1923年 (大正12年)	403,011	17,446,913	925	16,705	0.22952%	0.09574%
1924年 (大正13年)	411,595	17,619,540	799	16,705	0.22473%	0.09480%
1925年 (大正14年)	424,740	18,543,326	818	25,927	0.19258%	0.13981%
1926年 (昭和元年)	442,326	18,615,033	877	30,223	0.19827%	0.16235%
1927年 (昭和2年)	454,881	18,631,494	800	33,227	0.17587%	0.17833%
1928年 (昭和3年)	469,043	18,667,334	780	34,312	0.16629%	0.18380%
1929年 (昭和4年)	488,478	18,784,437	805	41,009	0.16479%	0.21831%
1930年 (昭和5年)	501,867	19,685,587	945	46,183	0.18829%	0.23460%

(国立国会図書館所蔵，請求記号：352.1-Ty992t2)。朝鮮総督官房文書課長・鹽田正洪『朝鮮の人口問題』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1933年)18頁，168頁(国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ334-0122)。朝鮮総督府編纂『朝鮮総督府統計要覧(昭和8年)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1933年)8～9頁(国立国会図書館所蔵，請求記号：14.4-322イ)。朝鮮総督府『朝鮮司法一覽(昭和9年9月調査)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1934年)29頁，(大分大学経済学部教育研究支援室所蔵，請求記号：4W/4-1)。朝鮮総督府法務局『朝鮮司法一覽(昭和11年10月調査)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1936年)29頁，(国立国会図書館所蔵，請求記号：AK2-771-4)。朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報(昭和12年度)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1939年)23頁，(国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ317-0384)。朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報(昭和14年)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1941年)16～17頁(国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ352-0009)。朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報(昭和15年)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1942年)2頁，(国立公文書館所蔵，請求記号：ヨ352-0009)。朝鮮総督府法務局『朝鮮司法一覽(昭和18年月調査)』(日本領朝鮮・朝鮮総督府，1943年)84頁，(国立国会図書館所蔵，請求記号：AK2-771-4)。

1931年 (昭和6年)	514,666	19,710,168	796	53,796	0.15466%	0.27293%
1932年 (昭和7年)	523,452	20,037,273	810	55,447	0.15474%	0.27671%
1933年 (昭和8年)	543,104	20,205,591	788	56,202	0.14509%	0.27815%
1934年 (昭和9年)	561,384	20,513,804	800	46,614	0.14250%	0.22723%
1935年 (昭和10年)	583,428	21,248,864	695	46,435	0.11912%	0.21852%
1936年 (昭和11年)	608,989	21,373,572	822	43,306	0.13497%	0.20261%
1937年 (昭和12年)	629,512	21,682,855	516	43,901	0.08196%	0.20246%
1938年 (昭和13年)	633,320	21,950,616	731	42,736	0.11542%	0.19469%
1939年 (昭和14年)	650,104	22,098,310	697	36,945	0.10721%	0.16718%
1940年 (昭和15年)	689,790	22,954,563	1,210	42,784	0.17541%	0.18638%

（表1）から言えることは、例外的数値が出る年もあるが、全体的に日本領朝鮮に居住する日本内地人の刑事起訴率は徐々に低下しているのに対し、日本領朝鮮に居住する朝鮮人に対する刑事起訴率は徐々に増加しているということである。通常、検察庁が認知した事件を公平に起訴するか不起訴とするかの判断をしたのであればこのような明確な傾向が出るとは考えにくい。すなわち、意図的に日本領朝鮮においては日本内地人は徐々に刑事起訴されにくく、また朝鮮人は徐々に刑事起訴されやすくしていたという疑義があると言える。むろん、刑事訴訟において不起訴となる場合は、公訴時効の完成の場合のみではない。そのため、このような日本内地人が刑事起訴されにくく、朝鮮人は刑事起訴されやすくなっていったという傾向があるからと言って、これらが公訴時効により不起訴となったというわけではない。しかし、このような傾向があることから、日本領朝鮮における高等法院での判断以外での公訴時効制度の運用についても日本内地人への適用と朝鮮人への適用には差別的取扱いがあったのではないかという疑義があると言える。

IV おわりに

本稿では、日本領朝鮮における公訴時効制度について検討してきた。その結果、以下のことが明らかとなった。日本領朝鮮においては、高等法院の判例レベルでは日本内地の判断を先取りしている部分もあり、日本内地と異なる法令が適用されているという意味で「植民地」ではあるのだが、日本の一部であったと考えることもできる。そしてその高等法院判例も、日本内地人に対する判断と朝鮮人に対する判断には差別的取扱いは見られない。しかし、日本領朝鮮における人口と刑事起訴件数の比率で見ると、日本内地人に対する刑事起訴は徐々に減少しているのに対し、朝鮮人に対する刑事起訴は徐々に増加している傾向がある。これは、検察官の起訴・不起訴の判断が公平になされていけば考えにくい明確な傾向であり、起訴・不起訴の判断では日本内地人と朝鮮人では差別的な運用がなされていたという疑義がある。これを、やや無理があろうが公訴時効という用語を用いて表現すれば、高等法院判例になっていない下級審レベルの判断や、刑事起訴前の警察や検察の判断では日本内地人に対する公訴時効は完成しやすく、朝鮮人に対する公訴時効は完成しにくく（すなわち処罰しやすく）運用がなされていたという疑義があると言える。

さて、日本国政府は大韓帝国を保護国化する前に、安全保障の面から大韓帝国には近代的な国家として独立を保っていてほしかったとの希望を持っていたとされている⁵³⁾。大韓帝国が敵対的な第三国に支配されたら、当時の日本の安全保障を大きく脅かすからである（特に、日清戦争、日露戦争は大韓帝国の独立維持のために日本が戦ったという側面があるとされている）⁵⁴⁾。そのため、日本国政府は大韓帝国保護国化の際も、大韓帝国を近代化し、独立を維持させるために外交や法整備などに協力するという立場をとっていた⁵⁵⁾。特に朝鮮の伝統的法観念では、行政権と司法権の未分化があるとされ⁵⁶⁾、これを打破したのは、第三次日韓協約第3条の「韓国ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スルコト」との規定であるとされ

⁵³⁾ 北岡・前掲注17) 121頁。外務省条約局法規課・前掲注23) 11頁。

⁵⁴⁾ 北岡・前掲注17) 121頁。外務省条約局法規課・前掲注23) 11頁。

⁵⁵⁾ 外務省条約局法規課・前掲注23) 11～12頁。

⁵⁶⁾ 朝鮮総督府法務局法務課・前掲注26) 3頁。

ている。しかし、どのような国家とするかは、大韓帝国自身が決めるべきであり、これらの行為は日本の大韓帝国に対する内政干渉であったとしか評価できない。しかも、他国の近代化への干渉のために外交権や独自の立法権を剥奪していいはずがない。

この点からすれば、日韓併合とは日本による戦争によらない条約による大韓帝国侵略であったと見るのが適切であると言える。しかし、そのような結果成立した日本領朝鮮において、高等法院の判例レベルでは日本内地人と朝鮮人に差別的取扱いが見られないという点は着目に値するであろう。しかし、公訴時効の適用に限らない刑事起訴・不起訴においてはやはり差別的取扱いがあったと考えざるを得ない。I 1. で述べたように、香港においてはイギリスに公訴時効の規定が置かれた後も、公訴時効の規定が置かれられないという手法が採られた。これに対し日本領朝鮮では、条文や判例上は日本内地人と朝鮮人の間に差別的取扱いはなかったものの、それ以外の部分での起訴・不起訴の取り扱い（公訴時効の運用も含むといえるかもしれない）については差別的取扱いがあったのではないかという疑義があるのである。

※本稿は、2017年1月に中国政法大学が筆者に法学博士を授与する根拠となった博士学位論文「日本追訴時効（公訴時効）制度研究及其对中国の啓示（日本語題「日本における公訴時効制度の研究および中国への示唆」）」の未発表であるボツ原稿部分を日本語訳し、その後の研究成果を大幅に加筆したものである。博士学位論文中で本稿に相当する部分がボツとなり、結果として未発表原稿となった理由は、「大日本帝国の侵略期の話題は中国人の心情を傷つけるものであるから」とのことであった。これは、中国では、学術においても「正しさ」より「心情」が重要視されるということである。中国のこのような研究のあり方は厳しく批判されなければならないであろう。

※また、本稿は、筆者が2019年12月28日～2020年1月3日に台湾・国立成功大学文学院歴史学系で訪問学者をしていた際に、国立成功大学から貸与された研究室で脱稿したものでもある。筆者を訪問学者として受け入れてくれた国立成功大学文学院歴史学系の翁嘉聲教授および陳玉女教授に感謝を込めてここに記す。